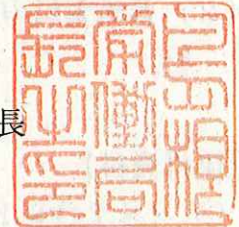


島労発基 1128 第1号
令和4年11月28日

関係各位

島根労働局長



「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、島根県内では例年12月から翌年2月にかけて、積雪・凍結等に起因する転倒災害が多発しているところです。

このため、島根労働局では、冬期における積雪・凍結等に起因した転倒災害の減少を図るために、「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」を下記により実施することといたしました。

つきましては、本キャンペーンの趣旨を御理解いただくとともに、同封のリーフレット「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」及び「転倒防止チェックカード」により、関係機関及び傘下の会員事業場等に対する周知にご配慮くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 取組期間 令和4年12月15日から令和5年2月28日

2 事業者の取組事項

- (1) 天気予報に気を配り、積雪・凍結が予想される場合は、労働者に周知し、早めに対策を実施する。
- (2) 悪天候により交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出退勤及び作業を行わせる。
- (3) 駐車場、屋外通路及び出入口の除雪・融雪を実施する。
- (4) 職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う。
- (5) 転倒防止チェックカードにより、出退勤時や作業開始前に確認を行わせる。

(6) 事業者自ら全労働者に向けた「事業者メッセージ」を別添リーフレットの「事業者メッセージ」欄へ記載の上、事務所や休憩室などへ掲示し、事業者と労働者が一丸となって、転倒災害防止に取り組む。

3 労働者の取組事項

(1) 転倒防止チェックカードにより、出退勤時や作業開始前に確認を行う。

(2) 各事業場の冬の転倒災害防止に向けた重点事項を順守の上、災害防止対策に取り組む。

【添付資料】

○ 「STOP！転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」リーフレット

○ 転倒防止チェックカード

◇◇添付資料は、島根労働局ホームページ内にも掲載しています。

(URL: https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/stop_tentou_042022.html)